

記入見本(日本人間の場合)

婚姻届

記入しな

平成 年 月 日届出
在バンクーバー
総領事 大使館

受理 平成 年 月 日
第 号
送付 平成 年 月 日
第 号



書類調査 戸籍記載 記載調査 調査票附 票 住民票 通知

日本人の
出生年月
年号を

年号を

	夫になる人	妻になる人												
(1) 氏名	おかし たろう 氏 名 外務 太郎	おあくら しょうこ 氏 名 大蔵 省子												
(2) 住所	カナダ国ブリティッシュコロンビア州 バンクーバー市 東4番街 567番 一号 世帯主の氏名 外務太郎	左に同じ 番地 番 号												
(3) 本籍	高知県吾川郡吾北村 小川柳野 12番 筆頭者の氏名 外務一郎	山形県酒田市 紺屋町 129番 筆頭者の氏名 大蔵信男												
父母の氏名	父 外務一郎 続き柄 母 文子 長男	父 大蔵信男 続き柄 母 春美 三女												
(4) 婚姻後の夫婦の氏・新しい本籍	<input checked="" type="checkbox"/> 夫の氏 新本籍(左の☑の氏の人すでに戸籍の筆頭者となっているときは書かないでください) <input type="checkbox"/> 妻の氏 高知県吾川郡吾北村小川柳野 12番													
(5) 同居を始めたとき	平成 07 年 01 月 (結婚式をあげたとき、または、同居を始めたとときのうち早いほうを書いてください)													
(6) 初婚・再婚の別	<input checked="" type="checkbox"/> 初婚 再婚 <input type="checkbox"/> 死別 <input type="checkbox"/> 離婚 年 月 日													
(7) 同居を始める前の夫婦のそれぞれの世帯のおもな仕事	<table border="1"> <tr><td>夫</td><td>妻</td></tr> <tr><td>夫</td><td>妻</td></tr> <tr><td>夫</td><td>妻</td></tr> <tr><td>夫</td><td>妻</td></tr> <tr><td>夫</td><td>妻</td></tr> <tr><td>夫</td><td>妻</td></tr> </table> <p>1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持つている世帯 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤労者世帯で勤め先の従業者数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) 4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) 5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 6. 仕事をしている者のいない世帯</p>		夫	妻	夫	妻	夫	妻	夫	妻	夫	妻	夫	妻
夫	妻													
夫	妻													
夫	妻													
夫	妻													
夫	妻													
夫	妻													
(8) 夫妻の職業	(国勢調査の年... 年...の4月1日から翌年3月31日までに届出をするときだけ書いてください) 夫の職業 妻の職業													
その他	平成 年 月 日 の方式により婚姻成立、作成の 婚姻証書添付。													
届出人	夫 外務太郎 妻 大蔵省子													

事件簿番号 | 1-604-684-5868

証人	人
署名印	松本 清 小野 町子
生年月日	昭和 38 年 05 月 05 日 昭和 40 年 12 月 08 日
住所	カナダ国ブリティッシュコロンビア州 バンクーバー市 ロブソン通り 9876 番地 3/2号 カナダ国ブリティッシュコロンビア州 ツナモント市 タンバー3ロード 7489 番地 番号
本籍	富山県富山市薬師寺 8丁目 268 番地 番 号の 15 秋田県横手市本町 8丁目 501 番地 番

記入の注意

- 届書はすべて日本語で書いてください。この届書は長年保存されますので、鉛筆や消えやすいインキで書かないでください。
- 筆頭者の氏名欄には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。
- 日本と外国の二つの国籍をもっている人は、日本人として本籍欄を書いてください。当事者の一方が外国人のときは、本籍欄に「国籍何国」とだけ書いてください。
- 父母がいま婚姻しているときは、母の氏は書かないで名だけ書いてください。養父母についても同じように書いてください。
- にあてはまるものに☑のようにしるしをつけてください。ただし、外国人と婚姻する場合にはつけなくてください。外国人と婚姻する人がまだ戸籍の筆頭者となっていない場合には、新しい戸籍がつけられますので、希望する本籍を書いてください。
- 届を出す日に同居を始める人は、その日に同居したものととしてその年月を書いてください。まだ同居を始めていない人は、その他の欄に「まだ同居を始めていない。」と書いてください。
- 再婚のときは、直前の婚姻について書いてください。内縁のものはふくまれません。
- 夫、妻にあてはまると思うものに[夫]、[妻]のようにしるしをつけてください。
- 在留国の法律で婚姻したときは、婚姻した日から3か月以内に婚姻証明書をそろえて出してください。この場合は証人欄は書かず、「その他」欄に婚姻成立年月日、婚姻の方式及び婚姻証書作成者の職名を記載してください。外国文の証明書には翻訳者を明らかにした訳文を添付してください。当事者の一方が外国人のときは、在留国の法律で婚姻してから出してください。この場合、外国人の国籍を証する書面(旅券写し等)を提出してください。
- 未成年者が婚姻するときは、父母(養子のときは養親)の同意書を出すか、または父母がその他の欄に同意の旨をかいて署名押印してください。
- 届出人や証人の署名は、はっきりとよめるようにそれぞれ本人が書いてください。なお、外国人が外国語で署名する場合は、その「よみかた」をカタカナで併記してください。
- 夫婦がともに日本人のときは、届書3通(新しい戸籍がつけられる場合に今までと別の市区町村につくりたいときは4通)夫婦の一方が外国人のときは、届書2通出してください。そのさい夫と妻の戸籍抄本各1通が必要です。